

## 株主の皆様へ

代表取締役会長  
桐山 浩

代表取締役社長  
山田 茂

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。コスモエネルギーグループは2023年3月に「第7次連結中期経営計画（2023年度～2025年度）」を策定しました。4月より山田茂が代表取締役社長へ就任いたしました。当社を取り巻く長期的な環境として、これからエネルギー変革時代に突入していくと考えられる中、このような変革期に皆様から期待されるのは中期経営計画のみならず、中長期のビジョンであると考え、第7次連結中期経営計画に加えて2030年のビジョンをお示ししています。

# Vision 2030を策定

Vision 2030として「未来を変えるエネルギー、社会を支えるエネルギー、新たな価値を創造する。」というスローガンを掲げ、以下の3つの施策に取り組み、ありたい姿の実現を目指してまいります。

## Vision 2030

**未来を変えるエネルギー、社会を支えるエネルギー、  
新たな価値を創造する。**



**グリーン電力  
サプライチェーン強化**

発電～需給調整～売電  
サプライチェーン高付加価値化



**次世代  
エネルギー拡大**

SAF供給、水素および  
他エネルギーの取組



**石油事業の競争力強化  
低炭素化**

デジタルプラント化等  
による競争力強化、  
CCS/CCUSによる低炭素化

<b>収益性</b>	経常利益	<b>2,000~2,500</b> 億円	<b>資本効率性</b>	ROE	<b>12</b> %以上
	当期純利益	<b>900~1,200</b> 億円		ROIC	<b>8</b> %以上
<b>投資</b>	New領域	<b>4,000</b> 億円	<b>気候変動対策</b>	CO <sub>2</sub> 削減	<b>▲30</b> %以上
	2023~2030年 8ヵ年累計計画	New領域含む 戦略投資6,000億円			(2013年比 ▲200万t)

## 第7次連結中期経営計画 基本方針

当社グループは、第6次連結中期経営計画において収益改善施策の着実な実行により稼ぐ力を向上させ、財務体質を大幅に改善させました。第7次連結中期経営計画は、第6次中計のコンセプトをしっかりと引継ぎながら、新たなステージへ変革し、企業価値向上をテーマとしてまいります。そのような位置づけを明確にすべく、スローガンを「Oil & New ~Next Stage~」として、「収益力の確保」「成長に向けたNew領域の拡充」「三位一体の資本政策実現」「経営基盤の変革」の4点を基本方針に、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。企業価値向上に向けて、非財務資本の活用による事業戦略の実現と、これによる収益力の向上、資本政策の充実、成長事業の拡大を図ることが、企業価値の最大化に繋がると考えています。

## Oil & New ~Next Stage~

### 収益力の確保

製油所の**高稼働、高効率操業**の実現  
マーケティングサイエンスによる  
燃料油販売の高度化  
石油開発の**生産量最大化**

### 成長に向けたNew領域の拡充

**グリーン電力サプライチェーン**収益基盤確立  
日本初の**国産SAF**量産化  
EV化を見据えた**モビリティ事業**の拡充  
機能化学品の収益拡大

### 三位一体の資本政策実現

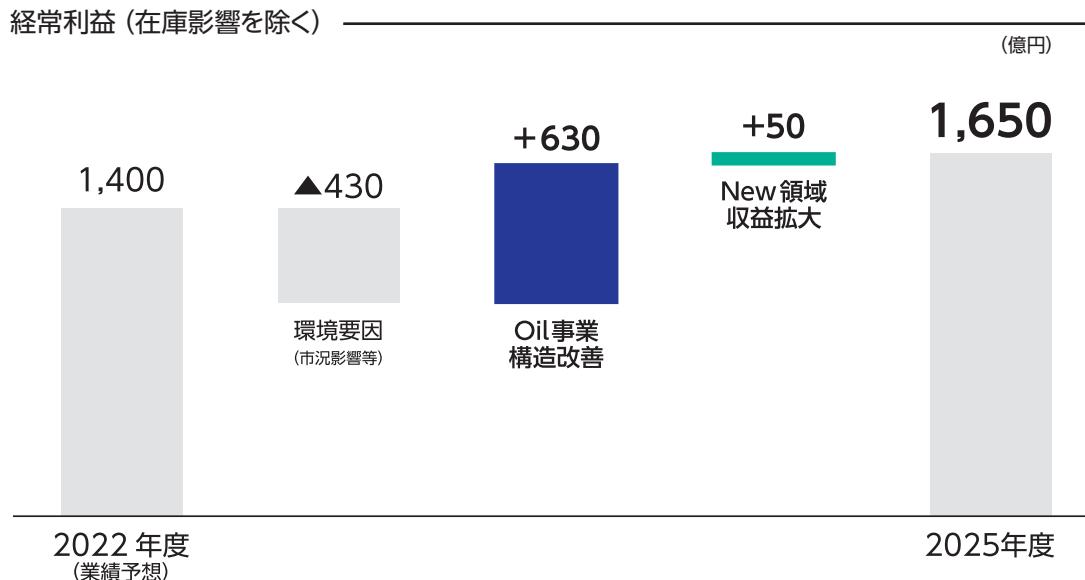
**積極的な株主還元**の実施  
複合的観点に基づく**財務健全性の確保**  
安定した資本効率の実現

### 経営基盤の変革

HRX : **人が活き人を活かす**人材戦略の実践  
DX : Digital Capabilityと  
Change Managementによる  
**ビジネスモデル変革**  
GX : **カーボンネットゼロ**に向けた  
ロードマップ実現

## 第7次連結中期経営計画 収益計画 (2025年度)

Oil事業における構造改善に加え、New事業の収益拡大により1,400億円 (2022年度業績予想値) から250億円の増益を見込んでおり、在庫影響を除く経常利益は2025年度において1,650億円を目指しています。



### Oil事業 / 構造改善 +630億円

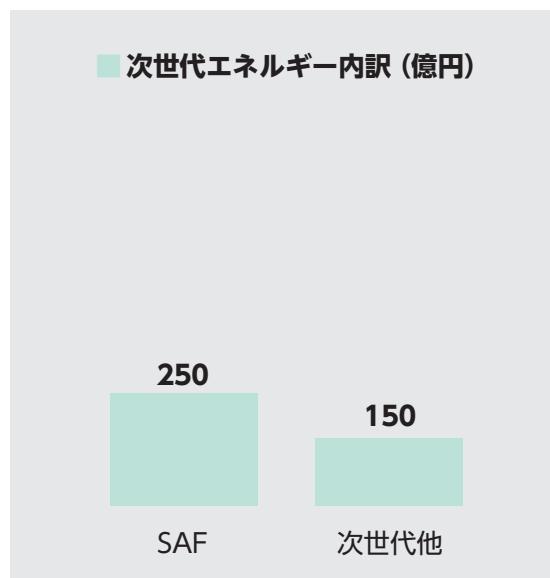
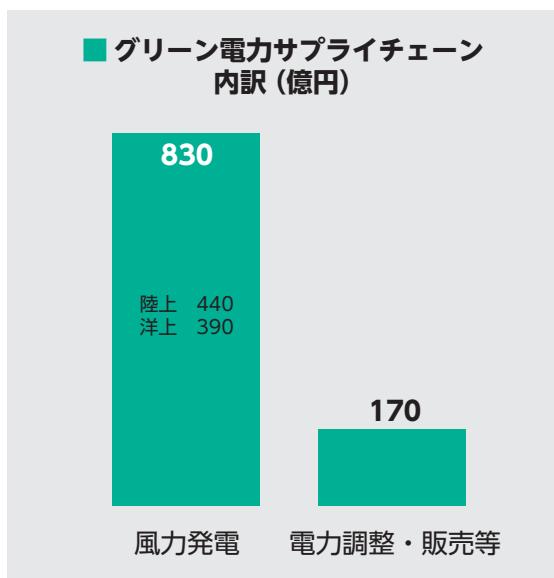
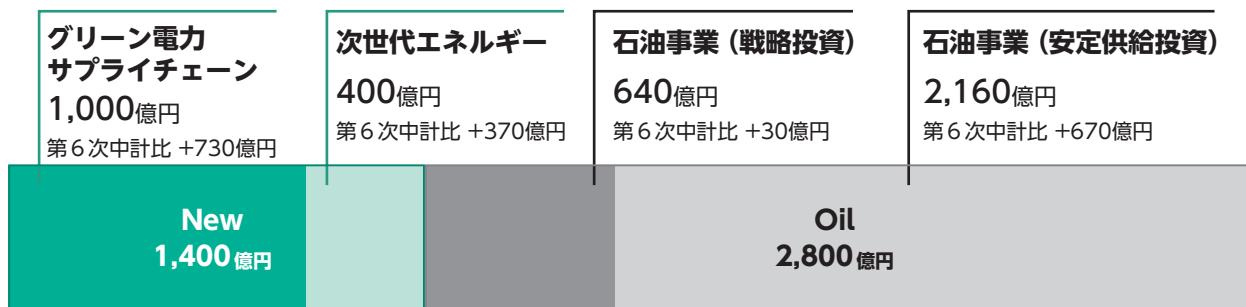
- 稼働最大化 (整備日数短縮・計画外停止低減)
- 処理メリット・合理化の追求
- マーケティングサイエンスによる燃料油販売の高度化
- ヘイル油田増産
- バレル当たりコストの低減
- 関係会社収益改善

### New領域 / 収益拡大 +50億円

- SAF製造開始
- グリーン電力サプライチェーンの収益拡大
- 機能化学品の収益拡大 (半導体レジスト用樹脂 等)

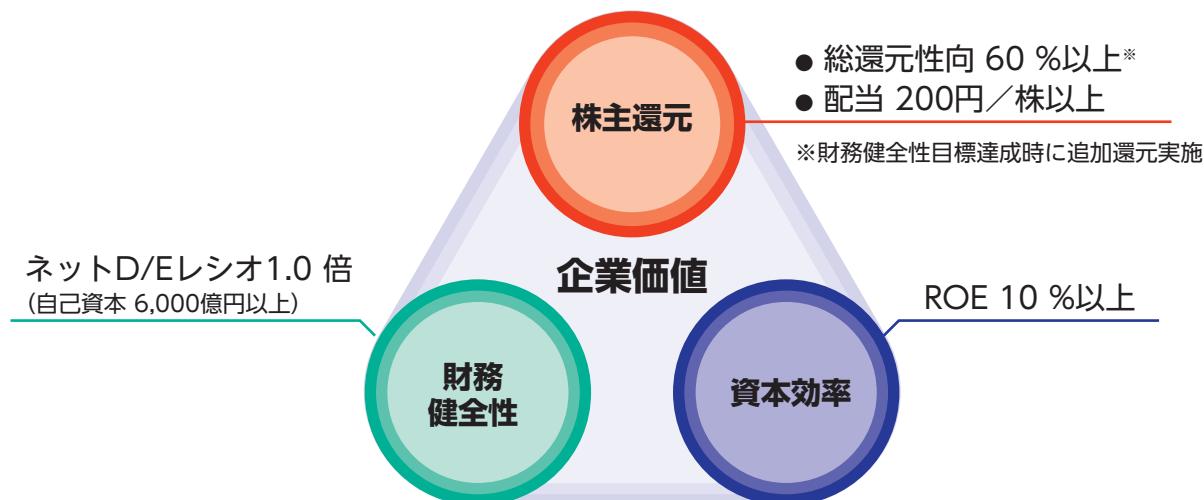
## 第7次連結中期経営計画 投資計画 (2023年度～2025年度)

グリーン電力サプライチェーンを中心に、New事業への投資を拡大し、中計期間中の総投資額は4,200億円を見込んでいます。New事業への投資は全体の33%に相当し、風力発電事業への投資が大半となります。加えて、石油精製販売においては、現状の高い競争力を維持するための安全操業投資を中心に、必要不可欠な投資を実施してまいります。



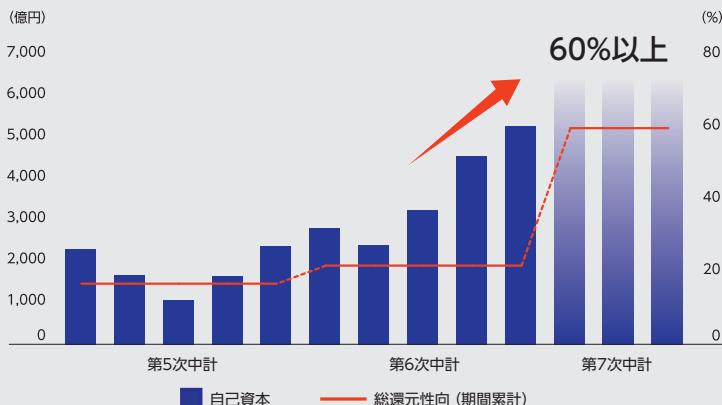
## 第7次連結中期経営計画 資本政策

株主還元、財務健全性、資本効率を三位一体で実行していくことで、企業価値の最大化を目指してまいります。また、株主の皆様への利益還元につきましては、資本政策を三位一体で実現していくなかで、最大限拡大していきたいと考えています。



### 還元方針

- 在庫影響除き純利益に対し、3カ年累計総還元性向60%以上
- 200円/株を下限とした安定配当の実施



## 第7次連結中期経営計画 経営基盤の変革

HRX (Human Resources Transformation)、DX (Digital Transformation)、GX (Green Transformation) を中心とした経営基盤の変革に取り組んでまいります。KPIとしてエンゲージメント指数の改善、人材育成投資の強化、データ活用コア人材の育成、GHG排出量削減を掲げています。

	方針	具体的な取り組み	KPI
HRX	人が生き 人を活かす 人材戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意欲向上させる処遇制度へ見直し (賃上げ)</li> <li>● 自律的キャリア形成強化 (ジョブチャレンジ制度拡充)</li> <li>● 人材強化・社員能力への投資強化 (人材育成投資倍増)</li> <li>● 女性・キャリア採用強化 (女性管理職比率倍増・キャリア採用比率50%)</li> </ul>	<b>エンゲージメント 指数</b> <b>60</b> ポイント以上*1 <b>人材育成投資</b> <b>18</b> 万円/人*2
DX	Digital Capability と Change Management による ビジネスモデル変革	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存事業・業務のデジタル活用による競争力強化</li> <li>● データ活用コア人材の育成・DXフォーラム開催</li> <li>● データ基盤の高度化・データガバナンス強化</li> <li>● データ分析～新たなビジネスへ昇華</li> <li>● ペーパーレス体制完備</li> <li>● IT/DXを活用した業務効率化</li> </ul>	<b>データ活用 コア人材</b> *3 <b>900</b> 名
GX	カーボンネットゼロ に向けた ロードマップ実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボンネットゼロへのロードマップ実現</li> </ul>	<b>2030年 GHG排出削減</b> <b>▲30</b> %以上 (2013年比)

※1 2022年度のエンゲージメント指数57ポイント

※2 2022年度実績10万円/人

※3 データ利活用を先導する人材であるデータサイエンティスト・データエンジニア・データストラテジストの総称

## 第7次連結中期経営計画 経営目標 (2025年度)

第7次中計は企業価値向上を目指す新たなステージと位置づけています。

収益力の向上、資本政策の充実、成長事業の拡大をしっかりと実現し、ステークホルダーの皆様にご評価いただけますよう、努めてまいります。

### 株主還元

総還元性向  
(在庫影響除き)

**60%**以上

(3カ年累計)

配当

**200**円/株以上

### 財務健全性

ネットD/Eレシオ

**1.0**倍

(自己資本6,000億円以上)

### 資本効率性

ROE

**10%**以上

ROIC

**6%**以上

### 収益性

経常利益

(在庫影響除き)

**1,650**億円以上

(当期純利益600億円以上)

### 将来投資

New領域への投資

**1,400**億円

(3カ年累計)

### DX

データ活用コア人材

**900**名創出

### HRX

エンゲージメント指数

**60**ポイント以上

人的資本投資

**18**万円/人

### GX

GHG排出削減

2030年対2013年比

(Scope1,2,削減貢献込み)

**▲30%**以上

# 1 企業集団の現況に関する事項

## (1) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、原油・石油製品の輸出入・精製・貯蔵・販売等の石油事業、石油化学製品の製造・販売等の石油化学事業、原油の開発・生産等の石油開発事業、風力発電や太陽光発電事業の再生可能エネルギー事業および自動車関連商品の販売、保険代理店事業等のその他事業を主要な事業としています。

## (2) 事業の経過およびその成果

### 経営環境

当連結会計年度における日本経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むなかで、徐々に回復してまいりました。

**原油価格**は、期初に1バレル101ドル台であったドバイ原油が、ロシア産石油の禁輸決定などによる供給不安から6月には118ドル台まで上昇しました。その後は中国における新型コロナウイルス感染再拡大を受けた都市封鎖などの措置により同国における石油需要の伸びが鈍化する懸念や、米国連邦準備制度理事会(FRB)による利上げ等により、欧米経済への景気悪化が懸念され、原油価格は下落をみせました。3月に発生した米シリコンバレー銀行の破綻をきっかけに、一時70ドル台まで急落しましたが、その後、金融市場安定化対応が実施されたことで、期末は78ドル台で終わりました。

**為替相場**は、期初の1ドル122円台から始まり、FRBの利上げ加速による日米金利差急拡大を背景に円安が進み、10月には1ドル150円を超えました。その後はFRBによる利上げペースの軟化が意識され円買いが広がりましたが、2月の日銀新総裁人事による円安や3月の米国の金融ショックによる円高と為替市場は乱高下し、期末は133円台で終わりました。

**石油製品**の国内需要は、ほぼ横ばいで推移しました。ジェット燃料については、航空旅客輸送の回復傾向から、前期を上回りました。一方で、ガソリンや灯油は、製品価格上昇の影響が小幅となりつつも継続していることから前期を下回りました。

**石油化学製品**は、中国のプラント新增設や中国のゼロコロナ政策による需要減の影響により、主力製品であるパラキシレン等の市況が低調に推移し、厳しいマーケット環境が継続しました。

## 当連結会計年度の実績

『Oil & New 石油のすべてを。次の「エネルギー」を。』をスローガンに、4つの基本方針に基づき施策を実行してまいりました。“稼ぐ力”と“財務体質”を強化することで、市場環境変化に耐え得る一定の自己資本の厚みとネットD/Eレシオ1倍台前半を実現しました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2兆7,919億円(前期比14.4%の増加)、営業利益は1,638億円(前期比30.4%の減少)、経常利益は1,645億円(前期比29.4%の減少)となりました。

これは、自家燃コストおよびエネルギーコストの上昇等によるものです。左記の減益要因により、親会社株主に帰属する当期純利益は679億円となりました。なお、セグメント情報につきましては、以下のとおりであります。

## セグメント情報

(単位：百万円)

	石油事業 (精製・販売)	石油化学事業	石油開発事業	再生可能 エネルギー事業	その他事業	調整額	連結
売上高	2,451,500	440,174	138,027	12,225	60,757	△310,813	2,791,872
セグメント利益	65,676	3,825	84,512	2,587	1,488	6,414	164,505

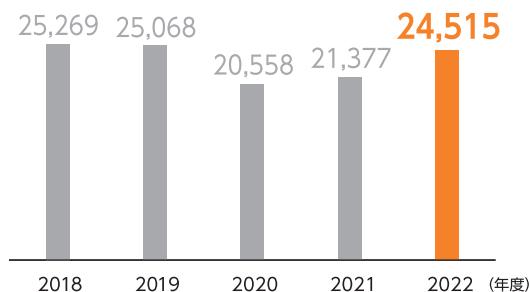


## 石油事業

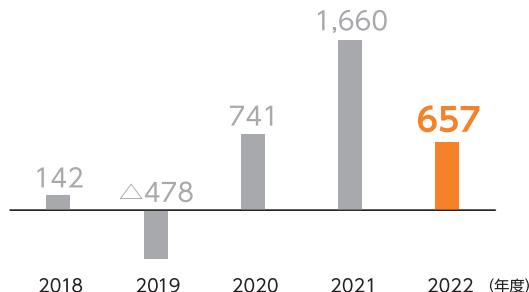
### 事業概要

石油事業は、コスモエネルギーグループの中核事業会社であるコスモ石油にて、主に原油調達から石油製品の製造・物流・輸出入を行っています。同じく中核事業会社であるコスモ石油マーケティングでは石油製品を含めたグループ商品を法人・個人のお客様へ販売しています。

### 売上高(億円)



### セグメント利益(億円)



#### 業績

原油価格上昇に伴うエネルギーコストの増加等により、セグメント利益は657億円(前期比△1,003億円)となりました。

#### 当期の取り組み

石油精製では国内における燃料油需要が減少するなか、キグナス石油株式会社への供給により、販売数量が生産数量を上回る生産ショートポジションを確立したことで、製油所において高稼働を維持しています。

カーライフ事業において、コスモMyカーリースの累計契約台数が3月末時点で10万8千台となり、お客様とのつながりを深めるためのデジタルツールである「カーライフスクエア」アプリは3月末時点で累計595万ダウンロードとなりました。

また、「コスモでんきビジネスグリーン」の新規契約数が、10月に累計1,000施設を超え、年間約51,700tのCO<sub>2</sub>削減効果に相当する環境負荷軽減に貢献しています。

#### 対処すべき課題

- 製油所デジタルプラント化にむけた取り組み
- 運転/保全力の向上による更なる稼働率改善
- 計画停止の短縮
- IT/DXを活用したサプライチェーン最適化
- マーケティングサイエンスによる燃料油販売の高度化
- SS拠点維持/業態転換モデルの確立

#### リスク要因

- 石油製品の価格および需要に関するリスク
- 製油所等設備の事故や災害に関するリスク
- 供給製品の品質管理に関するリスク
- 顧客満足に関するリスク



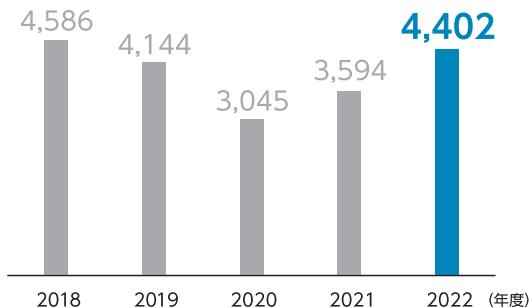
# 石油化学事業

## 事業概要

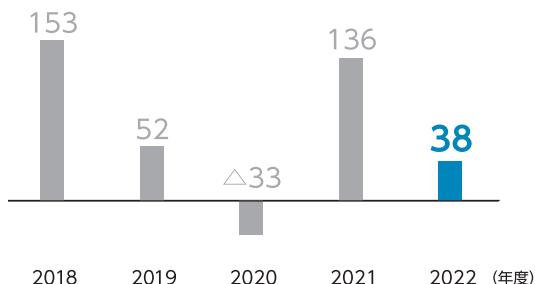
石油化学事業は、グループ会社である丸善石油化学にて、石油化学コンビナートにおけるエチレンセンターとして安定的に石油化学製品を供給しています。

また、HD Hyundai Oilbank Co., Ltd. との合併会社であるHD Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.はアジアトップクラスのポリキシレン製造装置にて競争力のある石油化学製品を供給しています。

## 売上高(億円)



## セグメント利益(億円)



### 業績

市況の低迷に伴い販売数量が減少したこと等により、セグメント利益は38億円(前期比△98億円)となりました。

### 対処すべき課題

- 高稼働/高効率操業の実現
- 化成品の生産拡大
- 半導体レジスト用樹脂の生産拡大

### 当期の取り組み

丸善石油化学千葉工場のプロピレン精留塔が5月より商業運転を開始しました。

### リスク要因

- 石油化学製品の価格および需要に関するリスク
- 海外プラントの新増設による需給の緩和

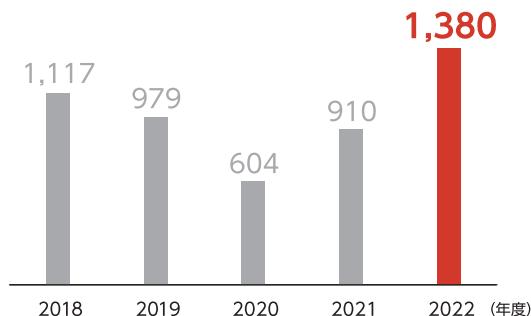


## 石油開発事業

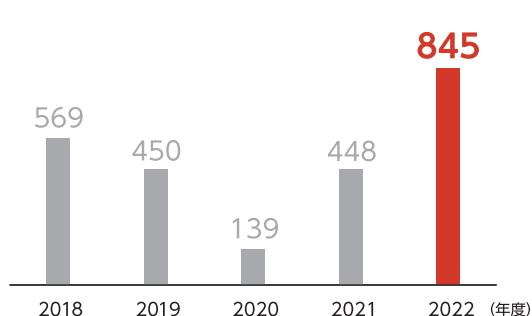
### 事業概要

石油開発事業は、グループ事業ポートフォリオのなかでも収益の柱であり、長年信頼関係を築いてきたアラブ首長国連邦 (UAE) アブダビ首長国を中心とする中東地域において、既存権益鉱区での安全・安定操業を進めています。

### 売上高 (億円)



### セグメント利益 (億円)



#### 業績

販売数量が減少となった一方で、原油価格の上昇によりセグメント利益は845億円 (前期比+397億円) となりました。

#### 当期の取り組み

アブダビ石油株式会社を中心に安全・安定操業を継続しました。ヘイル油田では今後、油層圧回復の施策を実行し、生産量の回復・最大化を目指してまいります。また、海上探鉱鉱区 (Offshore Block 4) においては引き続き探鉱作業を行い商業生産の可能性を調査しています。カタール石油開発株式会社においては12月に現操業契約が期限を迎えたことに伴い、オペレーターとして操業する新たな契約を締結いたしました。

#### 対処すべき課題

- 収益構造の強靱化
- 既存鉱区の開発可能性の追求
- 低炭素化に向けた検討推進

#### リスク要因

- 原油価格および生産に関するリスク
- 探鉱・開発に関するリスク
- 油田や生産設備の事故リスク

## その他事業

自動車関連商品の販売や保険代理店事業、石油関連施設の工事・保守等の事業において、収益力の向上に努めました。

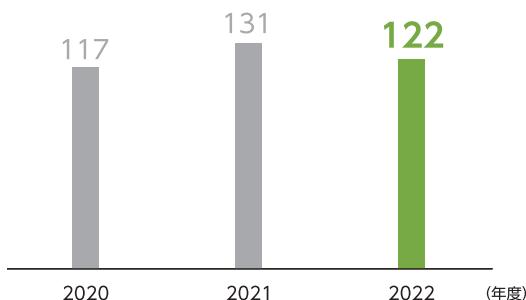


# 再生可能 エネルギー事業

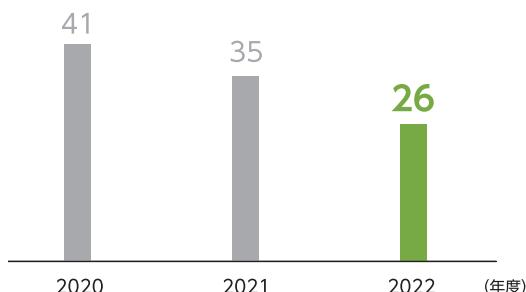
## 事業概要

再生可能エネルギー事業は、グループ会社であるコスモエコパワーにて、陸上風力発電のサイト開発から発電所の設計・建設、操業・メンテナンスまで一貫して実施できる体制を構築しています。この強みを活かして陸上風力でのさらなる拡大を図るとともに、洋上での風力発電事業の法整備がなされるなか、積極的に洋上風力事業を進めています。

## 売上高(億円)



## セグメント利益(億円)



### 業績

風況に恵まれず売電売上が減少したこと及び洋上風力への進出に伴うコストが増加したこと等により、セグメント利益は26億円(前期比△9億円)となりました。

### 対処すべき課題

- 再生エネ発電容量の拡大

### 当期の取り組み

コスモエコパワー株式会社の発電設備が順調な稼働を継続し、売電量が553百万kWhとなりました。また、複数の陸上風力発電設備の建設を着実に実行いたしました。

陸上風力発電事業においては2023年4月に上勇知ウィンドファーム(北海道)および大分ウィンドファーム(大分県)が商業運転を開始しました。

洋上風力発電事業においては、2022年12月に国内初の大規模洋上風力となる秋田港・能代港洋上風力プロジェクトが商業運転を開始しました。

### リスク要因

- 再生可能エネルギーに関する政策・制度の変更
- 競争の激化による収益性の低下

売上高 **608** 億円

セグメント利益 **15** 億円  
(前期比△15億円)

# TOPICS

## マテリアリティの統合・追加

2021年3月に当社グループは、目指すべき2050年の社会の実現に向け、社会と当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値に影響を与える重要なESG課題（マテリアリティ）10項目を特定、2023年4月1日に統合・追加し、8項目に見直しを行いました。持続的な価値創造のためのマテリアリティは、第7次連結中期経営計画（以下、第7次中計）のスローガン「Oil & New ~Next Stage~」を社会課題の観点からも推進し、それらを事業継続の基盤となるマテリアリティが支えます。

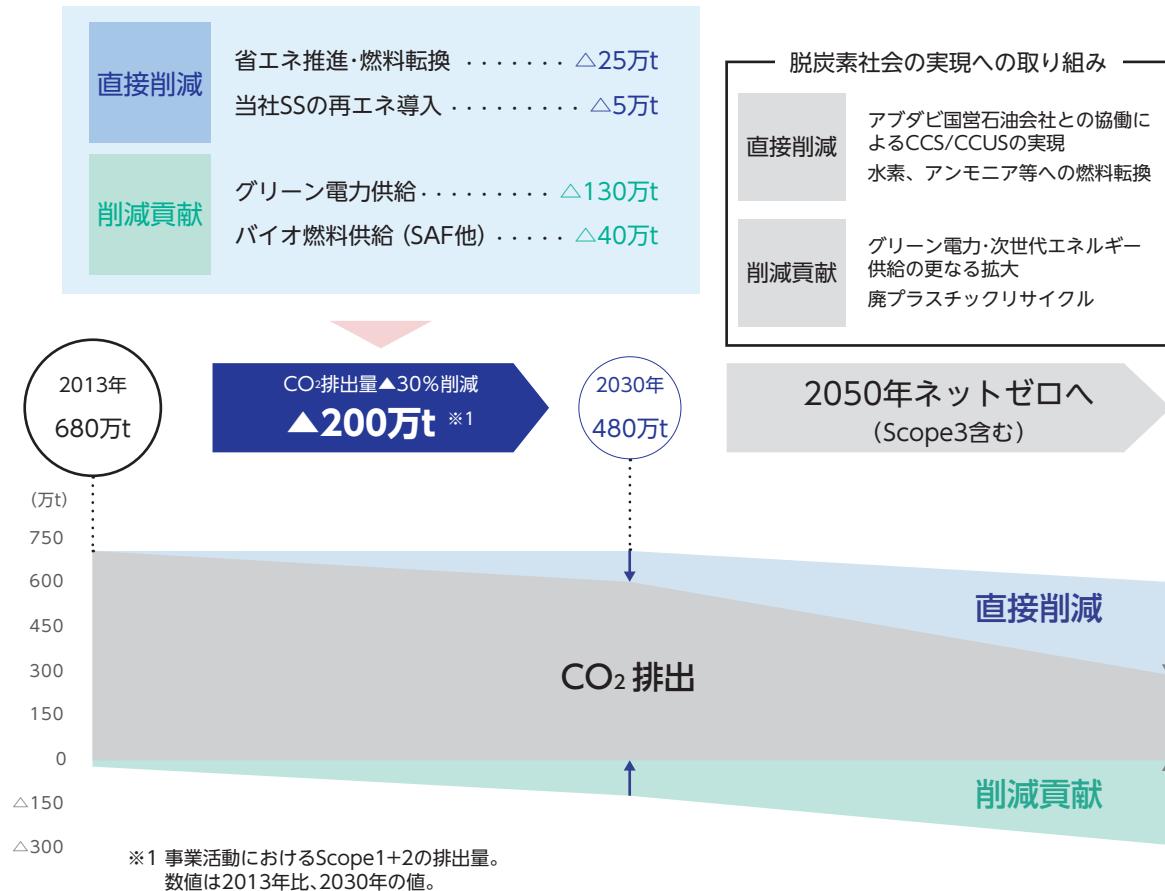
当社グループでは、マテリアリティのあるべき姿の実現に向けたさまざまな取り組みを実施しています。

### 最重要マテリアリティ

持続可能な価値創造	● 気候変動対策
	● クリーンなエネルギー・製品・サービスの提供
	● 収益事業の構造改革
事業継続の基盤	● 人材の活躍推進・健康増進・働きがいの向上
	● コンプライアンスと理念・価値観の共有
	● グループリスクマネジメントの強化
	● デジタル変革 (DX)
	● 安全操業・安定供給

## 気候変動への取り組み

エネルギーの安定供給の責任を果たしつつ、脱炭素エネルギーへの転換やネガティブエミッション技術の活用といったVision 2030の施策を通じ、2030年に自社操業に伴うCO<sub>2</sub>排出量（スコープ1+2）を30%削減（2013年度比）し、社会全体のカーボンニュートラル実現に貢献すべく、2050年にはスコープ3を含めたカーボンネットゼロを目指します。



## コスモのDX

デジタルを活用したビジネスモデル変革のため、データ利活用文化がコスモエネルギーグループ全体で定着するよう、DX推進基盤の整備と同時に、データ活用コア人材（データ利活用を先導する人材）をはじめとしたデジタル人材の育成を進めています。

### DX認定

DX推進のための事業戦略や体制、ステークホルダーへの情報開示などが評価され、7月に経済産業省が定めるDX認定制度により、DX認定事業者に認定されました。



### DXフォーラム

DXに対する社員の参画意識や意欲の向上、DX推進文化の醸成、DXリテラシーの向上を目的に、DXフォーラムを22回開催しました。社外有識者によるデジタル関連技術や多様性の最新事例の紹介、社内におけるDX先行事例の共有を行いました。

### CDOCUP

デジタル化を加速させる実践の場として、コスモエネルギーグループ内で募集したDX案件に対し、DX専門部隊が遂行支援する社内プログラムを実施しました。システム実装に向けた取り組みをスピーディーかつ専門的に推進しています。

## 人的価値向上への取り組み

当社グループはコスモエネルギーグループ理念の実現のために、人材を経営資本と捉え、その価値を最大限に引き出すことが重要であると認識し、人材活用方針を定め各種施策を実施しています。

### 意欲を向上させる処遇制度

社員の安定的な生活の維持と、仕事に対する意欲・活力の向上を目的に2023年度に平均で約8%※となる賃上げを実施することを決定しました。今後も教育への投資強化等を通じて社員の能力向上を図るとともに、成果を出した社員へ報酬を還元していくことで、エンゲージメントの向上を実現し、個人の能力の最大化、個の強化の促進を目指してまいります。

※2023年度組合員平均（2022年度比）

### 多様な働き方の実践推進

在宅勤務におけるインフラが整備されると同時に、社員のITツール利用スキルも向上し、在宅勤務時でも出社と同様に効率的な働き方ができるようになりました。2022年4月から、在宅勤務日数の上限を廃止し、ライフスタイルによるニーズを考慮した生産性向上に資する在宅勤務が選択されています。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資等は総額719億円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・石油事業
  - 石油精製・出荷設備工事
  - サービスステーション新設・改造
- ・石油化学事業
  - 生産設備工事
- ・石油開発事業
  - 生産設備工事
- ・再生可能エネルギー事業
  - 風力発電設備

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区分		第5期 (2019年度)	第6期 (2020年度)	第7期 (2021年度)	第8期 (2022年度)
売上高	(億円)	27,380	22,333	24,405	27,919
経常利益	(億円)	163	974	2,331	1,645
親会社株主に帰属する当期 純利益又は純損失 (△)	(億円)	△282	859	1,389	679
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	(円)	△334.84	1,025.86	1,658.64	811.15
総資産	(億円)	16,398	17,090	19,384	21,208
純資産	(億円)	3,628	4,491	5,840	6,634

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式数から自己株式数および「役員報酬BIP信託」により信託銀行が所有する株式を控除して算出しております。

2. 第8期については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 事業の経過およびその成果」をご参照ください。

## (6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都港区芝浦一丁目1番1号
海外事務所	中東 (アラブ首長国連邦) ・ ドーハ (カタール) ・ 北京 (中国)

### ② 重要な子会社および関連会社

(子会社)	
コスモ石油株式会社	(本 社) 東京都港区 (製油所) 千葉 (市原市) ・ 四日市 ・ 堺 (研究所) 中央研究所 (幸手市)
コスモ石油マーケティング株式会社	(本 社) 東京都港区 (支 店) 東日本 (仙台市) ・ 関東 (東京都中央区) ・ 中部 (名古屋市) ・ 関西 (大阪市) ・ 西日本 (広島市)
丸善石油化学株式会社	(本 社) 東京都中央区 (工 場) 千葉 (市原市) ・ 四日市 (研究所) 千葉 (市原市)
コスモエネルギー開発株式会社	(本 社) 東京都港区
アブダビ石油株式会社	(本 社) 東京都港区 (鉱業所) アブダビ (アラブ首長国連邦)
コスモエコパワー株式会社	(本 社) 東京都品川区
(関連会社)	
HD Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.	(本社および工場) 瑞山 (韓国)
ジクシス株式会社	(本 社) 東京都港区

## (7) 重要な子会社および関連会社の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社)	億円	%	
コスモ石油株式会社	1	100.0	原油・石油製品の輸出入・精製・貯蔵・販売等
コスモ石油マーケティング株式会社	10	100.0	石油製品販売、カーリース等
丸善石油化学株式会社	100	52.7	石油化学製品の製造・販売
コスモエネルギー開発株式会社	1	100.0	エネルギー資源開発事業の企画立案
アブダビ石油株式会社	128	64.4	原油の開発・生産・販売
コスモエコパワー株式会社	72	100.0	風力発電による売電事業等
(関連会社)			
HD Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.	7,722億韓国ウォン	50.0	石油化学製品の製造・販売
ジクシス株式会社	110	40.0	LPガスの製造、貯蔵、輸送、売買および輸出入等

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

### ② 企業結合の経過および成果

#### (企業結合の経過)

当社グループは、前記①記載の重要な子会社および関連会社を含め、連結子会社33社（前期比増減なし）、持分法適用会社24社（前期比1社減）であります。

#### (企業結合の成果)

当連結会計年度の連結売上高は2兆7,919億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は679億円となりました。

## (8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数		前期末比増減
石油事業	4,189名	(2,963名)	71名減
石油化学事業	1,129名	(139名)	29名減
石油開発事業	318名	(111名)	12名増
再生可能エネルギー事業	227名	(55名)	30名増
その他	796名	(321名)	24名増
合計	6,659名	(3,589名)	34名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
 3. 当期より、有期雇用の従業員を臨時従業員に集計する等集計方法を見直しており、前期末比増減は変更後の集計方法に基づき作成していません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
221名	22名増	17年1月

- (注) 1. 従業員数は、出向者(274名)、嘱託および雇員を除いております。  
 2. 平均勤続年数の算定にあたっては、コスモ石油株式会社における勤続年数を通算しております。  
 3. 当期より、有期雇用の従業員を臨時従業員に集計する等集計方法を見直しており、前期末比増減は変更後の集計方法に基づき作成していません。

## (9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,324億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,024億円
株式会社三井住友銀行	724億円
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	571億円
株式会社日本政策投資銀行	347億円

- (注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額888億円)があります。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 170,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,353,761株  
(うち、自己株式の数1,711株)
- (3) 株主数 22,188名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,419	12.92
株式会社シティインデックスイレブンス	7,818	8.84
株式会社レノ	6,007	6.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,900	6.67
野村 絢	3,825	4.33
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,381	2.69
関西電力株式会社	1,860	2.10
コスモエネルギーホールディングス取引先持株会	1,722	1.94
株式会社みずほ銀行	1,600	1.81
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,580	1.78

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬B I P信託」により信託銀行が所有する株式は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	人数
取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	99,973株	7人
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-

(注) 1. 当連結会計年度前に退任した役員3名に取締役等の報酬として交付した株式 (47,479株) も含めて記載しております。

2. 株式の数には、株式報酬制度の株式交付規程に基づき、株式交付時に換価処分し換価処分金の相当額を給付した50,473株を含んでおりません。

## 3 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	桐山 浩		
代表取締役 専務執行役員	植松 孝之	サステナビリティ推進部、 経理部、財務部担当	
取締役 常務執行役員	山田 茂	経営企画部、 電力・新エネルギー一部担当	
取締役 常務執行役員	竹田 純子	関連事業統括部、 法務総務部、人事部担当	
取締役	独立役員	井上 龍子	渥美坂井法律事務所・外国 法共同事業 弁護士 日鉄物産株式会社社外取締 役
取締役	独立役員	栗田 卓也	三井住友信託銀行株式会社 顧問
取締役 (常勤監査等委員)		水井 利行	共栄タンカー株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	独立役員	高山 靖子	株式会社千葉銀行 社外取締役 横河電機株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	独立役員	浅井 恵一	サンフロンティア不動産株 式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 井上龍子氏および栗田卓也氏ならびに取締役(監査等委員) 高山靖子氏および浅井恵一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 井上龍子氏および栗田卓也氏ならびに取締役(監査等委員) 高山靖子氏および浅井恵一氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役 水井利行氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の実効性を高めるためであります。
4. 取締役 水井利行氏は、当社において経理部門を長年担当し、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。

5. 2023年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しています。
  - ・桐山浩氏は、代表取締役社長社長執行役員から代表取締役会長に就任いたしました。
  - ・山田茂氏は、取締役常務執行役員から代表取締役社長社長執行役員に就任いたしました。
6. 会社役員の重要な兼職の状況は上表に記載のとおりでございます。なお、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
7. 執行役員の氏名等は次のとおりです。(2023年4月1日時点) 兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常務執行役員CDO	ルゾンカ典子	コーポレートDX戦略部、 コーポレートコミュニケーション部、 IT推進部担当	ユニ・チャーム株式会社 社外取締役（監査等委員）
常務執行役員	松岡泰助	経営企画部、 電力・新エネルギー部担当	
執行役員	佐藤嘉彦	秘書室長	
執行役員	岩井智樹	経理部長	
執行役員	若尾英之	監査室長 兼 補欠取締役監査等委員	

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と井上龍子氏、栗田卓也氏、高山靖子氏および浅井恵一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、30社（当社と連結子会社および持分法適用会社のうち29社）の取締役、監査役（監査等委員である者および当連結会計年度中に在任していた者を含む。）および執行役員とし、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟および株主代表訴訟等により生じる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。すべての被保険者について、その保険料を全額各社が負担しております。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (年次インセンティブ) (百万円)	非金銭報酬 (中長期インセンティブ) (百万円)
取締役 (監査等委員を除く)	7	631	170	189	271
（うち社外取締役）	(2)	(27)	(27)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	3	71	71	-	-
（うち社外取締役）	(2)	(38)	(38)	(-)	(-)
合計	10	702	241	189	271

- (注) 1. 上記の報酬等のうち、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の額には、当連結会計年度における業績連動報酬(年次インセンティブ)額および当連結会計年度を評価対象期間に含む非金銭報酬(中長期インセンティブ)に係る費用計上額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記には、2022年6月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である者を除く。)1名の在任中の報酬等が含まれております。
4. 取締役(監査等委員である者を除く。)の金銭報酬の額は、2018年6月21日開催の第3回定時株主総会において年額6億円以内(うち、社外取締役5千万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分は含まない)。当該株主総会終結時点で対象となる員数は、基本報酬については取締役7名(うち、社外取締役2名)、年次インセンティブについては取締役5名(社内取締役のみ)としております。  
また、金銭報酬とは別枠で、株式報酬制度において当社が拠出する金員の上限を対象期間ごとに4億円としております。中長期インセンティブについては執行役員も対象としているため、当該株主総会終結時点で本制度の対象となる取締役および執行役員の員数は7名(取締役5名(社内取締役のみ)、取締役を兼務しない執行役員2名)であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月21日開催の第1回定時株主総会において年額9千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

### ② 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針

#### <方針の決定の方法>

当社は、役員報酬制度の決定および運用プロセスにおける高度な独立性、および客観性と透明性を確保することを目的として、浅井恵一独立社外取締役を委員長とし、高山靖子独立社外取締役、井上龍子独立社外取締役、栗田卓也独立社外取締役および桐山浩代表取締役会長を委員とする、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別報酬等の決定方針は、指名・報酬委員会において每期その妥当性を検証し、取締役会にて決定しております。

#### <方針の内容の概要>

取締役(社外取締役および監査等委員を除く。)に対する報酬体系は、固定給としての基本報

酬、単年度の業績（「連結経常利益（在庫評価損益を除く。）」とESG目標への取り組み）並びに個人業績に連動する業績連動報酬（年次インセンティブ報酬）、3事業年度における業績目標の達成度等に応じて支給株式数が増減する非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬）から構成されています。総報酬の水準、および基本報酬、年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬の構成比率については、社外コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」を分析データとして用い、国内大手企業における役員報酬水準および報酬構成の最新状況との客観的なベンチマーク分析に基づき妥当性を検証しております。

また、当社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）全員が経営の目線を合わせ、経営目標の達成に向けて一丸となって邁進すべく、同一の報酬体系ならびに同一の仕組みとしております。特に中長期インセンティブ報酬については、単年度に付与する基準ポイントの価値を基本報酬の75%とし、当該報酬の対象者全員が全社視点を共有しつつ、持続的な企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株式保有の推進を通じて株主の皆様との利害共有を着実に深めていく制度としております。また社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行わない立場からの監督の役割を適切に発揮する観点から、固定給としての基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定については、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、基本報酬は月次で支給しており、年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬は毎年一定の時期に支給または基準ポイントを付与しております。

※ご参考：取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の報酬体系のイメージ



<当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項>

当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会が決定した役員報酬制度に基づき、当社の取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が個

人別の報酬額を決定しました。委任した権限は年次インセンティブ報酬における個人業績評価と連動する部分の評価結果を踏まえた個人別の報酬額の最終決定であり、委任した理由は経営者報酬・指名の連携を図ることで当社従業員の資質向上を促すためであります。なお、係る委任を受けた指名・報酬委員会の委員長および委員は前述のとおりとなります。

当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じた措置として、指名・報酬委員会の独立性確保を前提としつつも包括的かつ実効的な審議を担保すべく、外部の指名・報酬コンサルタントを活用して指名・報酬委員会に必要十分な客観情報を提供することに努めております。

取締役会はその決定にあたって、当連結会計年度にかかる個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の活動状況に鑑み、審議に必要な客観情報を収集したうえで、役員報酬制度の内容と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると判断しました。

### ③業績連動金銭報酬（年次インセンティブ報酬）に関する事項

年次インセンティブ報酬は、各事業年度の業績（「連結経常利益（在庫評価損益を除く。）」とESG目標への取り組み）ならびに経営者指名の観点から踏まえた個人業績に応じて、取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。）が金銭の支給を受けられることができる制度としております。連結経常利益（在庫評価損益を除く）は、在庫評価の変動という特性を除いた石油業界における標準的な指標であり、社内外のステークホルダーに対して当社のパフォーマンスを説明する際に広く用いていることを理由に業績指標（KPI）として選定しました。

当連結会計年度の連結経常利益（在庫評価損益を除く。）の業績実績は、1,429億円であり、個人別の支給額は、当該実績に基づき、あらかじめ定めた役位別の算式に従って算定された金額にESG目標への取り組みに対する評価および個人業績評価を反映した金額としております。

なお、KPIの一つである連結経常利益（在庫評価損益を除く。）については、当連結会計年度における定時株主総会終結以降、当期純利益（在庫評価損益を除く。）への変更を検討しております。

### ④業績連動非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬）に関する事項

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）であり、2018年度より毎年、連続する3事業年度（以下「評価対象期間」という。）を評価の対象とするインセンティブプランを設定しております。

本制度に係るKPIは、当社株主総利回り（TSR）の対東証株価指数（TOPIX）成長率および連結ネット有利子負債比率（以下「連結ネットD/Eレシオ」という。）としております。当社TSRの対TOPIX成長率は、当社ビジネスの性質上、市場要因による業績変動の影響を可能な限り排除でき、経営努力の結果としての企業価値創造の巧拙を公平・公正に評価できるため、KPIとして選定しました。また、連結ネットD/Eレシオは、第6次連結中期経営計画において、中長期視点で恒常的に健全経営を行っていくために早期に実現することを目標に掲げているため、KPIとして選定しました。

当連結会計年度が評価期間終了事業年度となる2020年度から2022年度の3事業年度を評価対象期間とする本制度について、2023年3月末時点での当社TSRの対TOPIX成長率は150%、連結ネットD/Eレシオは1.10倍であり、個人別の支給株式数は、2023年5月末の業績実績に基づき、あらかじめ定めた役位別の算式に従って算定されております。

## (5) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役	井上 龍子	11回中11回	—	農林水産省での経験や現在の社外役員および弁護士としての豊富な知見から政策、法令、リスク等について有効な助言を行っています。また指名・報酬委員会においてもメンバーとして積極的に意見を述べています。
社外取締役	栗田 卓也	10回中10回	—	国土交通省での経験を通じて客観的・中立的な立場で、また政策に関する豊富な知見に基づいて有効な助言を行っています。また指名・報酬委員会においてもメンバーとして積極的に意見を述べています。
社外取締役 (監査等委員)	高山 靖子	11回中11回	14回中14回	様々な企業での社外取締役、社外監査役の経験を持ち、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から助言を行っています。特に顧客対応やESGに関する専門的な知見に基づいて有効な助言を行っており、監督、助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会においてもメンバーとして積極的に意見を述べています。

区分	氏名	出席状況		発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	浅井 恵一	11回中11回	14回中14回	国際的なビジネスに携わってきた経験を通じて有効な助言を行っています。特に会社経営に関する実績とエネルギー業界と化学業界に関する豊富な知見に基づいて有効な助言を行っており、監督、助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会においても委員長として積極的に意見を述べています。

(注) 取締役 栗田卓也氏は、2022年定時株主総会で新任された社外取締役であり、上記活動は就任以降の活動状況であります。

## 4 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるにあたっては、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、そのご判断を適切に行っていただくにあたっては、ご判断のために必要かつ十分な情報が必要であると認識しております。

そして、実際に大規模買付行為等（注）が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等（会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式等が上場されている金融商品取引所の規則等を総称していいます。）及び定款の許容する範囲内において、適切と

判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

（注）本対応方針（下記（3）で定義されます。以下同じです。）において、「大規模買付行為等」とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）であると合理的に判断される行為を意味し（いず

れも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士並びに会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共

同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 会社基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

### (a) グループ理念

当社は、「私たちは、地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展をめざします。」をコスモエネルギーグループ理念として掲げ、サステナビリティの基本的な考え方として「調和と共生（地球環境との調和と共生、エネルギーと社会の調和と共生、企業と社会の調和と共生）」並びに「未来価値の創造（顧客第一の価値創造、個の多様な発想による価値創造、組織知の発揮による価値創造）」を経営の基本方針としております。

### (b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

2018年度より開始した第6次連結中期経営計画では、「Oil & New 石油のすべてを。次の『エネルギー』を。」をスローガンに、前連結中期経営計画で収益基盤の中心であった石油精製・販売を強化しながら、風力発電事業や石油化学事業への成長投資を進め、脱化石燃料の動きが加速することを見据え、事業ポートフォリオの拡充を目指しております。

石油製品の需要減少が想定される中、当社グループが持続的に成長するためには、将来に向けた新しい事業の柱を作ることが必要不可欠であり、第6次連結中期経営計画では「再投資可能な収益力の確保」「将来に向けた成長ドライバーの強化」「財務体質の健全化」「グループ経営基盤の強化」を基本方針として、石油開発事業や石油事業の収益力を強化しつつ、事業ポートフォリオを拡充させることで、強固な財務基盤を確立してまいりました。具体的には、「再投資可能な収益力の確保」として石油事業におけるキグナス石油への燃料油供給の開始、並びにIMO規制への対応とした製油所ボトムレス化による収益油種の拡大等、「将来に向けた成長ドライバーの強化」として風力発電事業の規模拡大を始めとした、次代の成長を担う投資等、「財務体質の健全化」として収益力の強化による自己資本の拡充等、「グループ経営基盤の強化」として社会と当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値に影響を与える重要なESG課題（マテリアリティ）を特定し、当社グループの持続的価値創造を実現するためのサステナブル経営を推進してまいりました。

また、2023年3月23日「コスモエネルギーグループ「第7次連結中期経営計画（2023年度～2025年度）」について」で公表したとおり、2023年度から開始される第7次連結中期経営計画では、スローガンを「Oil&New～Next Stage～」として、①収益力の確保、②成長に向けたNew領域の拡充、③三位一体の資本政策の実現、④経営基盤の変革を基本方針に、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

## ② コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

### （企業統治の体制）

当社は、「私たちは、地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展をめざします。」をグループ理念として掲げ、当該理念及びこれを推進し達成するための具体的指針に基づき、「経営の透明性・効率性の向上」「迅速な業務執行」「リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底」を推進しております。

具体的には、当社は、2015年10月の持株会社体制への移行とともに、経営監督機能を強化し、経営の透明性・効率性の向上を図るため、統治形態を監査等委員会設置会社としております。また、経営監督と業務執行の分離をより明確化し、事業環境の変化に即応し、迅速な意思決定を行うため執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、社内取締役5名（うち、監査等委員である取締役1名）、独立社外取締役4名（うち、監査等委員である取締役2名）で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。取締役に社外取締役に招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っています。

また、社長の諮問機関として社長執行役員を含む主要な執行役員、監査等委員である社内取締役

により構成される経営執行会議は原則として隔週1回開催され、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する意思決定を行っています。

さらに、当社では、取締役候補者及び報酬の決定プロセスに関する透明性と客観性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役4名で構成され、役員の指名及び報酬に関する審議を実施しております。委員長は社外取締役が務めています。

(監査等委員会監査及び内部監査)

監査等委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役2名で構成され、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づき内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営にかかわる全般の職務執行の状況について、監査・監督を実施しております。原則として月に1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催することとしています。

また、当社の内部監査部門である監査室は、業務執行ラインから独立した代表取締役社長直轄の組織であります。監査室は、「内部監査規程」及び「財務報告に係る内部統制評価規程」に則り、当社及び関係会社の内部監査及び内部統制の評価を実施しております。

監査室は、各種法令・社内規程に対する準拠性やリスクマネジメント対応等の監査結果と内部統制の評価結果を経営執行会議並びに監査等委員会へ定期的に報告するとともに、各執行部門への助言・勧告に対する業務改善状況を把握するためフォローアップ監査等を実施しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンスに関する報告書(2022年6月27日)をご参照下さい。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社取締役会は、2023年1月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、①シティラ(株式会社シティインデックスイレブンス並びに野村絢氏及び株式会社レノを総称していいいます。以下同じです。)による当社株式等を対象とする大規模買付行為等及び②シティラによる当社株式等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針(以下「本

対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記(1)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたっての判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であるとと考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を決定いたします。本対応方針に定めた手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、本株式等買集め(注)により、シティらが大量保有報告書ベースで20%以上の当社株式等の買付行為(即ち、大規模買付行為等)を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、①シティらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②シティらによる当社株式等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当社取締役会においてその導入を決定しました。また、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講

じるか否かについても、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております。

本対応方針について、当社は、2023年1月11日付「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

[https://www.cosmo-energy.co.jp/ja/information/press/pdf/230111jp\\_01.html](https://www.cosmo-energy.co.jp/ja/information/press/pdf/230111jp_01.html)

本対応方針は2023年1月11日から効力が生じるものとしませんが、その有効期間は、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとし、なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式等買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておられません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

(注) 「本株式等買集め」とは、2022年4月5日に株式会社シティインデックスイレブンスにより当社株券等に係る大量保有報告書が初めて提出されて以降、シティらにより行われる当社株式等の市場での買い集めを意味します。

#### **(4) これらの取り組みについての当社取締役会の判断及びその理由**

当社取締役会は、次の理由から、上記取り組みが、上記(1)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的としたものでもないと考えております。

(a) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(b) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株式の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、上記（3）記載のとおり、本対応方針は2023年1月11日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(c) 取締役の恣意的判断の排除

上記(b)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。また、大規模買付者が、本対応方針に定めた手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株式の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。このため、当社取締役会の恣意

的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしています。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(d) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記（3）記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	2,120,763	負債の部	1,457,383
流動資産	1,036,040	流動負債	1,012,579
現金及び預金	104,344	支払手形及び買掛金	330,923
受取手形	3,809	短期借入金	274,210
売掛金	319,801	コマーシャル・ペーパー	155,300
商品及び製品	198,166	未払金	116,607
仕掛品	83	未払揮発油税	86,241
原材料及び貯蔵品	198,722	未払法人税等	10,036
未収入金	84,302	未払費用	3,665
その他	126,840	賞与引当金	8,870
貸倒引当金	△29	役員賞与引当金	760
固定資産	1,084,694	その他	25,963
有形固定資産	846,264	固定負債	444,804
建物及び構築物	237,358	社債	3,000
油槽	35,960	長期借入金	253,708
機械装置及び運搬具	200,101	繰延税金負債	50,838
土地	313,637	再評価に係る繰延税金負債	5,078
リース資産	2,158	特別修繕引当金	52,447
建設仮勘定	46,439	環境対策引当金	1,735
その他	10,608	退職給付に係る負債	3,395
無形固定資産	43,216	役員報酬BIP信託引当金	1,788
ソフトウェア	10,229	資産除去債務	27,282
その他	32,987	その他	45,529
投資その他の資産	195,212	純資産の部	663,380
投資有価証券	127,897	株主資本	531,909
長期貸付金	515	資本金	46,435
長期前払費用	9,977	資本剰余金	91,349
退職給付に係る資産	5,259	利益剰余金	396,361
繰延税金資産	42,588	自己株式	△2,237
その他	9,250	その他の包括利益累計額	△4,014
貸倒引当金	△275	その他有価証券評価差額金	5,094
繰延資産	28	繰延ヘッジ損益	△34
社債発行費	28	土地再評価差額金	△20,880
		為替換算調整勘定	11,278
		退職給付に係る調整累計額	527
		非支配株主持分	135,485
資産合計	2,120,763	負債・純資産合計	2,120,763

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 売上高		2,791,872
II 売上原価		2,471,141
売上総利益		320,730
III 販売費及び一般管理費		156,949
営業利益		163,780
IV 営業外収益		
受取利息	2,171	
受取配当金	941	
固定資産賃貸料	1,040	
持分法による投資利益	1,000	
為替差益	1,453	
その他	3,228	9,836
V 営業外費用		
支払利息	6,512	
その他	2,599	9,111
経常利益		164,505
VI 特別利益		
固定資産売却益	4,325	
投資有価証券売却益	335	
補助金収入	63	
受取補償金	623	
受取保険金	96	
その他	626	6,071
VII 特別損失		
固定資産売却損	36	
固定資産処分損	7,272	
減損損失	3,698	
投資有価証券評価損	128	
社債償還損	4,346	
その他	1,830	17,312
税金等調整前当期純利益		153,263
法人税、住民税及び事業税	61,009	
法人税等調整額	10,357	71,366
当期純利益		81,896
非支配株主に帰属する当期純利益		13,961
親会社株主に帰属する当期純利益		67,935

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	815,505	負債の部	661,884
流動資産	330,131	流動負債	434,998
現金及び預金	2,107	短期借入金	170,052
関係会社短期貸付金	310,983	1年内返済予定の長期借入金	32,530
未収入金	7,014	コマーシャル・ペーパー	155,300
その他	10,026	未払金	4,789
固定資産	485,367	未払法人税等	267
有形固定資産	123,886	預り金	70,041
建物及び構築物	273	賞与引当金	912
車両運搬具	5	役員賞与引当金	210
工具器具備品	116	その他	894
土地	123,200	固定負債	226,886
リース資産	224	社債	3,000
建設仮勘定	65	長期借入金	221,820
無形固定資産	1,882	長期預り金	1,159
ソフトウェア	1,619	役員報酬BIP信託引当金	745
その他	263	その他	161
投資その他の資産	359,598	純資産の部	153,620
投資有価証券	6,066	株主資本	152,414
関係会社株式	215,418	資本金	46,435
長期貸付金	0	資本剰余金	27,873
関係会社長期貸付金	136,094	資本準備金	16,435
長期差入保証金	1,340	その他資本剰余金	11,438
繰延税金資産	355	利益剰余金	80,343
その他	323	その他利益剰余金	80,343
繰延資産	6	繰越利益剰余金	80,343
社債発行費	6	自己株式	△2,237
		評価・換算差額等	1,205
		その他有価証券評価差額金	1,205
資産合計	815,505	負債・純資産合計	815,505

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 営業収益		57,609
II 一般管理費		12,386
営業利益		45,223
III 営業外収益		
受取利息	4,397	
受取配当金	348	
その他	151	4,897
IV 営業外費用		
支払利息	4,681	
社債利息	40	
為替差損	13	
自己株式取得費用	231	
その他	1,102	6,068
経常利益		44,052
V 特別利益		
資産除去債務戻入益	38	
投資有価証券売却益	15	54
VI 特別損失		
固定資産処分損	17	
投資有価証券評価損	2	
社債償還損	4,346	4,366
税引前当期純利益		39,740
法人税、住民税及び事業税	△389	
法人税等調整額	△1	△390
当期純利益		40,131

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コスモエネルギーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花岡克典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀恭子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木哲彦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コスモエネルギーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コスモエネルギーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コスモエネルギーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花岡克典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀恭子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木哲彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コスモエネルギーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あざ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あざ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

コスモエネルギーホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 高山靖子 ㊟

監査等委員 浅井恵一 ㊟

常勤監査等委員 水井利行 ㊟

(注) 監査等委員 高山靖子及び浅井恵一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上